

第 36 回厚生労働省独立行政法人評価委員会総会 議事について

＜年金積立金管理運用独立行政法人、医薬基盤研究所／国立健康・栄養研究所、国立高度専門医療研究センター 6 法人＞

※平成 26 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

議題：中期目標期間の業務実績評価（暫定評価）

【厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準】

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 34 条第 1 項の規定により、中期目標期間における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、中期目標期間終了後に最終評価（中期目標期間の初年度から最終年度までの期間の評価）を実施するほか、同法第 35 条の規定に基づく組織・業務全般の見直し、次期中期目標等の策定に、評価結果を適切に反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に、中期目標期間の初年度から最終年度の前年度までの期間について、当該期間の各事業年度の評価結果を踏まえ、記述等による評価（暫定評価）を実施。

議題：組織・業務全般の見直し（当初案） **【通則法第 35 条】**

- 独立行政法人の組織・業務全般の見直しは、独立行政法人通則法第 35 条及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、主務大臣が、所管する個々の独立行政法人の中期目標期間終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織・業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるもの。主務大臣が当該検討を行うにあたっては、同法同条第 2 項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。

※中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに係る「概要」・「流れ」は別添 3、4 を参照。

＜国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、労働者健康福祉機構、年金・健康保険福祉施設整理機構＞

※平成 25 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

議題：中期目標期間の業務実績評価（最終評価） **【通則法第 34 条】**

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 34 条第 1 項の規定により、中期目標期間における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、中期目標期間終了後に、中期目標期間の初年度から最終年度までの期間について、当該期間の各事業年度の評価結果を踏まえ、記述等による評価（最終評価）を実施。

<別添資料>

- 別添 1** 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間
- 別添 2** 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準
(平成 13 年 6 月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
- 別添 3** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ(概要)
- 別添 4** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)
- 別添 5** 参照条文

以上

厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間

別添1

所管法人数: 19法人(共管2法人を含む)

	H13.4.1	H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.3.31
国立健康・栄養研究所						平成13年4月1日～平成18年3月31日	平成18年4月1日～平成23年3月31日							平成23年4月1日～平成28年3月31日(注2)					
労働安全衛生総合研究所(注3)						平成13年4月1日～平成18年3月31日(注4)	平成18年4月1日～平成23年3月31日							平成23年4月1日～平成28年3月31日					
医薬基盤研究所						平成17年4月1日～平成22年3月31日					平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立がん研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立循環器病研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立精神・神経医療研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立国際医療研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立成育医療研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立長寿医療研究センター											平成22年4月1日～平成27年3月31日								
国立病院機構						平成16年4月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日～平成26年3月31日							平成26年4月1日～平成31年3月31日					
医薬品医療機器総合機構						平成16年4月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日～平成26年3月31日							平成26年4月1日～平成31年3月31日					
福祉医療機構						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
労働者健康福祉機構						平成16年4月1日～平成21年3月31日	平成21年4月1日～平成26年3月31日							平成26年4月1日～平成31年3月31日					
勤労者退職金共済機構						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
高齢・障害・求職者雇用支援機構(注5)						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
労働政策研究・研修機構						平成15年10月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日～平成24年3月31日							平成24年4月1日～平成29年3月31日					
水資源機構(注6)						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
農業者年金基金(注6)						平成15年10月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日							平成25年4月1日～平成30年3月31日					
年金積立金管理運用独立行政法人							平成18年4月1日～平成22年3月31日				平成22年4月1日～平成27年3月31日								
地域医療機能推進機構(注7)															平成26年4月1日～平成31年3月31日				

注1) 網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

注2) 国立健康・栄養研究所は、平成27年4月1日より医薬基盤研究所との統合が予定されているため、平成27年3月31日に中期目標期間が終了することとなる。

注3) 労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月1日に設立。

注4) 産業安全研究所と産業医学総合研究所の中期目標期間である。

注5) 平成23年10月1日に廃止された雇用・能力開発機構から職業能力開発等の業務の移管に伴い、平成23年10月1日より高齢・障害者雇用支援機構から高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更。

注6) 水資源機構は国土交通省、農林水産省、経済産業省との共管法人、農業者年金基金は農林水産省との共管法人。

注7) 地域医療機能推進機構は、年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し、平成26年4月1日に設立。

注8) 年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標期間である。

厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準

平成 1 3 年 6 月 決 定
平成 1 6 年 3 月 3 0 日 改 定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厚生労働省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

なお、評価委員会に設置される各部会は、本基準に基づき、評価の基準についての細則を定めることができる。

1. 評価の概要

評価委員会においては、次の2つの評価を行う。

（1）事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

（2）中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

（1）総合的な評価

総合的な評価は、（2）の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。

- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

(2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

判定基準

「S」：中期計画を大幅に上回っている。

「A」：中期計画を上回っている。

「B」：中期計画に概ね合致している。

「C」：中期計画をやや下回っている。

「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

(3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。
- ② 評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。
- ③ 各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期目標に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

(1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。

- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

(2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期目標に対する業務の個別項目ごとの達成状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

判定基準

「S」：中期目標を大幅に上回っている。

「A」：中期目標を上回っている。

「B」：中期目標を概ね達成している。

「C」：中期目標をやや下回っている。

「D」：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。

(3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。

○ 各法人は、中期目標最終年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する暫定報告を提出する。

○ 暫定評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において暫定評価を決定する。

- ② 中期目標期間終了後、①の暫定評価結果を踏まえつつ、次の手順により最終評価を行うこととする。

○ 各法人は、中期目標期間終了後、翌年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する最終報告を提出する。

○ 最終評価に当たっては、必要に応じ各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において最終評価を決定する。

- ③ 評価の結果については、各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

【26' 対象法人】医薬基盤研究所／国立健康・栄養研究所・国立高度専門医療研究センター6法人・年金積立金管理運用独立行政法人

平成26年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で、予算概算要求提出期限（8 月末）までに総務省政・独委に提出。
（8／18・第46回年金部会、8／21・第68回調査研究部会、8／22・第32回NC部会、8／26・第36回総会において審議）

平成26年9～11月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（政・独委独法評価分科会・WGにおいて審議予定）
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。



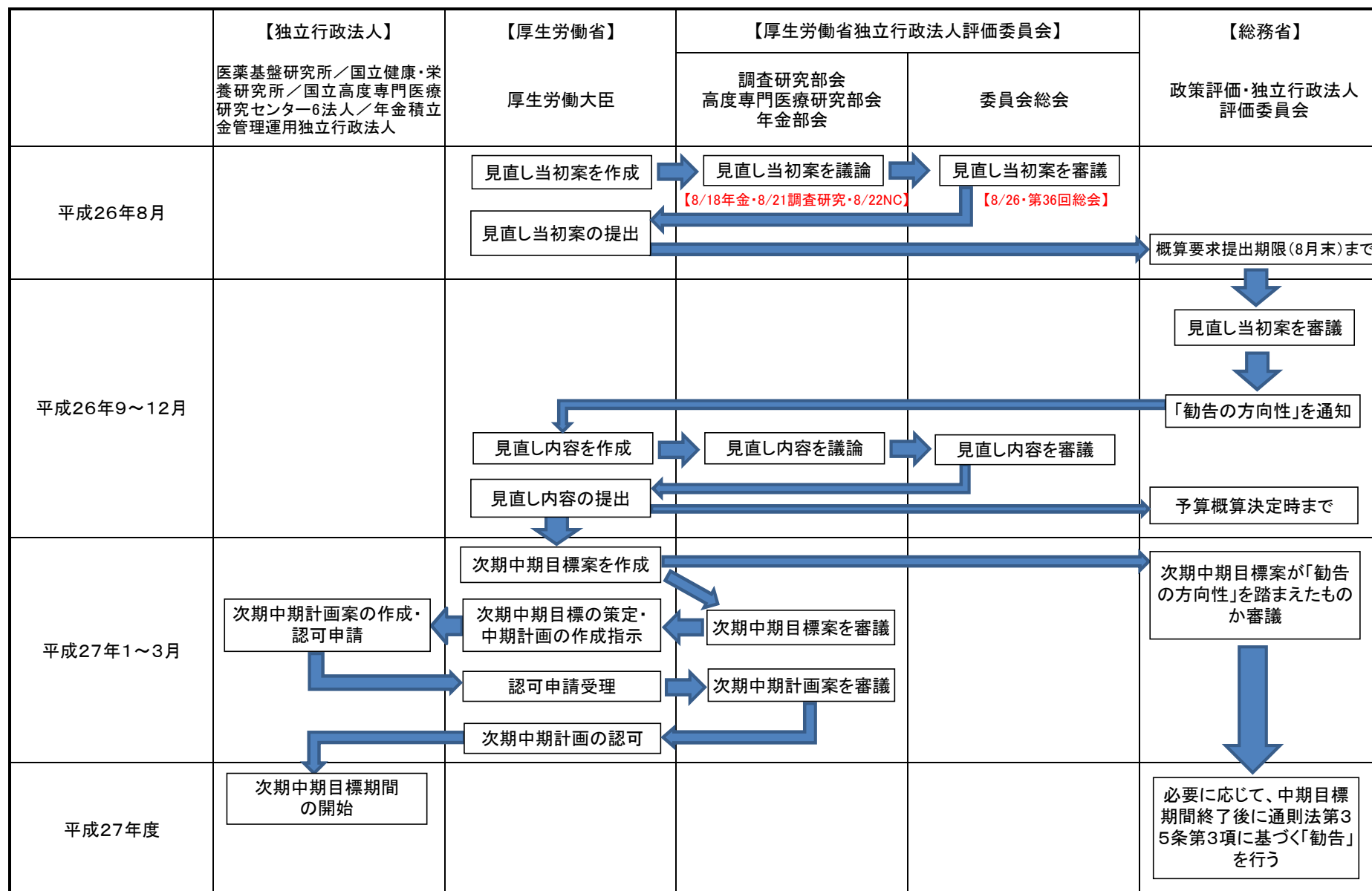
平成26年11～12月 組織・業務全般の見直し内容を厚労大臣が作成・決定・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し内容（案）」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、決定し、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（平成26年11～12月に調査研究部会、NC部会、年金部会、総会において審議予定）

平成27年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し内容」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。
（平成27年2～3月に調査研究部会、NC部会、年金部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。
（平成27年2～3月に調査研究部会、NC部会、年金部会において審議予定）⇒次期中期計画の大臣認可後、平成27年4月より次期中期目標期間が開始

組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。

※「次期中期計画案」は、「次期中期目標案」と併せて審議を行う場合がある。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。